

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 秋田県
（氏名） A

上記被審人に対する平成31年度（判）第2号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金96万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和元年7月31日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第12号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年5月30日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第12号に該当

被審人は、東京証券取引所市場第一部に上場されている株式会社ウィルグループ外4銘柄の各株式につき、別表記載の各株式の立会市場において、各株式の通番1等（枝番を含む。以下同様。）記載のとおり、他の投資家が発注した引け条件付き成行注文及び指値出来ずば引け成行注文などの引けで約定する注文（以下「引けの注文」という。）のうち、買い側又は売り側のいずれかの引けの注文の発注株数が他方の引けの注文の発注株数を大幅に上回っている状況を見つけると、真実は、約定意思がなく、引け直前までには取消しを行うつもりであるにもかかわらず、引けの注文の発注株数の少ない側に、同通番2等記載のとおり、他の投資家が発注した引けの注文の株数と概ね均衡する株数分だけ信用新規の引成注文を複数回に分けて発注することによって、あたかも約定意思があるかのように装い、虚偽の発注状況を作成し、第三者をして、引けまで当該発注状況が維持されるであろうとの錯誤を生じさせ、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせた上で、自らは、引けにおいて、同通番1等記載の他の投資家が発注した買い側等の引けの注文と対当させて約定させるべく、同通番3等記載のとおり、信用新規の買付け等を行うとともに、当該買付け等に係る株式につき、同通番4等記載のとおり、売り側等に信用返済の引成注文を発注した後、同通番5等記載のとおり、売り側等に発注していた約定意思のない信用新規の引成注文の一部を取り消した上、更に引け直前に、最後まで残していた約定意思のない引成注文を取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの注文の発注状況にすることで、売り側等に発注した信用返済の引成注文を自らに有利な価格で約定させることを企て、

- (1) 各株式につき、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介して、同通番2等記載のとおり、売り側等に、約定意思のない信用新規の引成注文を複数回に分けて発注した上で、同通番5等記載のとおり、同注文を全て取り消すまでの間、同注文を維持することによって、虚偽の発注状況を作成し、第三者に同注文が引けまで維持されるであろうとの錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い
- (2) 前記(1)記載の偽計により、東京証券取引所において、各株式につき、約定意思のない信用新規の引成注文の発注開始から、その全てを取り消すまでの間、第三者に対し、当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせるとともに、同注文を全て取り消すことによって、引けにおいて、自らに有利となる引けの

注文の発注状況にし、もって、各有価証券の価格に影響を与え、別表記載のとおり、その間、B証券株式会社を介し、自己の計算において、同通番3等記載のとおり、信用新規の買付け等をするなどしたものである。

2 法令の適用

法第173条第1項第1号、第2号、第176条第2項、第158条

3 課徴金の計算の基礎

別表に掲げる事実につき

(1) 株式会社ウィルグループに係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（1,000株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（1,380円）に当該超える数量1,000株（1,000株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (1,380 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}) \\ & - (1,133 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 1,137 \text{ 円} \times 200 \text{ 株} + 1,139 \text{ 円} \times 300 \text{ 株}) \\ & = 244,400 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、240,000円となる。

(2) 株式会社ミスミグループ本社に係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（1,100株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（0株）を超えていることから、当該超える数量1,100株（1,100株－0株）に係る有価証券の売付け等の価額から、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最低価格（2,697円）に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (2,799 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 2,800 \text{ 円} \times 100 \text{ 株}) - (2,697 \text{ 円} \times 1,100 \text{ 株}) \\ & = 112,300 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、110,000円となる。

(3) 株式会社モブキャストホールディングスに係る株式の取引について（違反行為期間①）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（2,800株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（952円）に当該超える数量2,800株（2,800株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (952 \text{ 円} \times 2,800 \text{ 株}) \\ & - (893 \text{ 円} \times 400 \text{ 株} + 894 \text{ 円} \times 900 \text{ 株} + 897 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 900 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} \\ & \quad + 901 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ & = 154,800 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、150,000円となる。

(4) 株式会社モブキャストホールディングスに係る株式の取引について（違反行為期間②）

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量（5,800株）が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量（0株）を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格（940円）に当該超える数量5,800株（5,800株－0株）を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (940 \text{ 円} \times 5,800 \text{ 株}) \\ & - (918 \text{ 円} \times 500 \text{ 株} + 919 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株} + 920 \text{ 円} \times 800 \text{ 株} + 921 \text{ 円} \times 1,500 \text{ 株} \\ & \quad + 922 \text{ 円} \times 500 \text{ 株}) \\ & = 117,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、110,000円となる。

(5) 株式会社アズジェントに係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量(1,300株)が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量(700株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格(3,690円)に当該超える数量600株(1,300株－700株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (3,690\text{円} \times 600\text{株}) - (3,465\text{円} \times 600\text{株}) \\ & = 135,000\text{円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、130,000円となる。

(6) 株式会社フィスコに係る株式の取引について

ア 違反行為期間において、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の買付け等の数量(7,900株)が、当該違反行為に係る有価証券等について自己の計算において行った有価証券の売付け等の数量(0株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の当該有価証券等に係る有価証券の最高価格(381円)に当該超える数量7,900株(7,900株－0株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額。

$$\begin{aligned} & (381\text{円} \times 7,900\text{株}) \\ & - (352\text{円} \times 4,000\text{株} + 353\text{円} \times 3,900\text{株}) \\ & = 225,200\text{円} \end{aligned}$$

イ 法第176条第2項の規定により、上記アで計算した額の1万円未満の端数を切り捨て、220,000円となる。

(7) 上記(1)ないし(6)により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 240,000\text{円} + 110,000\text{円} + 150,000\text{円} + 110,000\text{円} + 130,000\text{円} + 220,000\text{円} \\ & = 960,000\text{円となる。} \end{aligned}$$

(別表)

違反行為の状況等

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通番	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売					買					備考		
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	引けの注文株数 (累計)		引けの注文株数 (累計)		執行 条件	注文 値段		株数	約定 価格
												被害者	他の 投資家	被害者	他の 投資家					
1	株式会社 ウィルグループ (東証1部)	H29.8.25	1				他の投資家の引けの注文							2,000		2,000				
			2-1	10:38:17	C	新規	特殊見せ玉①の発注	引け	成行	1,000		1,000					違反行為期間開始			
			2-2	10:38:18	C	新規	特殊見せ玉②の発注	引け	成行	1,000		2,000								
			3-1	11:26:40	B	新規	仕込み①の発注								1,133	500				
							仕込み①の約定									500	1,133			
			3-2	11:28:44	B	新規	仕込み②の発注								1,137	500				
							仕込み②の一部約定									200	1,137			
			4-1	11:29:04	B	返済	仕込み①の返済発注	引け	成行	500		2,500								
			5-1	11:29:05	C	新規	特殊見せ玉②の取消し	引け	成行	▲ 1,000		1,500								
			3-2	11:29:14	B	新規	仕込み②株株の指値変更								1,137 →1,139	300				
							仕込み②株株の約定								300	1,139				
			4-2	11:29:18	B	返済	仕込み②の返済発注	引け	成行	500		2,000								
			5-2	11:29:19	C	新規	特殊見せ玉①の取消し	引け	成行	▲ 1,000		1,000					違反行為期間終期			
			6	11:30:00	B	返済	仕込みの返済約定			1,000	1,139	0		0						
2	株式会社 ミスミグループ本社 (東証1部)	H29.8.22	1-1				他の投資家の引けの注文			2,300		2,300								
			2-1	8:22:49	B	新規	特殊見せ玉①の発注							1,200	引け	成行	1,200	違反行為期間開始		
			2-2	8:23:21	B	新規	特殊見せ玉②の発注							1,600	引け	成行	400			
			2-3	8:24:41	C	新規	特殊見せ玉③の発注							2,100	引け	成行	500			
			5-1	11:19:03	B	新規	特殊見せ玉②の取消し							1,700	引け	成行	▲ 400			
			5-2	11:19:10	B	新規	特殊見せ玉①の取消し							900	引け	成行	▲ 1,200			
			1-2				他の投資家の引けの注文			2,300		2,300		100			100			
			2-4	11:19:12	B	新規	特殊見せ玉④の発注							1,300	引け	成行	800			
			2-5	11:19:14	B	新規	特殊見せ玉⑤の発注							2,100	引け	成行	800			
			2-6	11:19:54	C	新規	特殊見せ玉⑥の発注							2,900	引け	成行	800			
			5-3	11:19:55	B	新規	特殊見せ玉③の取消し							2,100	引け	成行	▲ 600			
			3-1	11:26:34	B	新規	仕込み①の発注		2,799	500										
				11:27:11			仕込み①の約定			500	2,799									
			4-1	11:28:09	B	返済	仕込み①の返済発注							2,600	引け	成行	500			
			5-4	11:28:10	B	新規	特殊見せ玉④の取消し							1,800	引け	成行	▲ 800			
			3-2	11:29:01	B	新規	仕込み②の発注・変更		2,801 →2,799	500										
							仕込み②の約定			500	2,799									
			3-3	11:28:43	B	新規	仕込み③の発注		2,800	500										
				11:29:01			仕込み③の一部約定			100	2,800									
			4-2	11:29:06	B	返済	仕込み②の返済発注							2,300	引け	成行	500			
			5-5	11:29:08	C	新規	特殊見せ玉③の取消し							1,800	引け	成行	▲ 500			
			4-3	11:29:35	B	返済	仕込み③の返済発注							1,900	引け	成行	100			
			5-6	11:29:30	C	新規	特殊見せ玉⑥の取消し							1,100	引け	成行	▲ 600	違反行為期間終期		
			6	11:30:00	B	返済	仕込みの返済約定					0	0				1,100	2,797		
												</								

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通番	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売				買				備考				
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	引けの注文株数 (累計)		引けの注文株数 (累計)			執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格
												被寄人	他の 投資家	被寄人	他の 投資家					
3	株式会社 モブキャストホール ディングス (東証マザーズ)	H29.8.22	1-1				他の投資家の引けの注文							5,400			5,400			
			2-1	12:18:48	C	新規	特殊見せ玉①の発注	引け	成行	2,500		2,500							違反行為期間①始期	
			2-2	12:19:27	B	新規	特殊見せ玉②の発注	引け	成行	2,000		4,500								
			2-3	12:19:45	C	新規	特殊見せ玉③の発注	引け	成行	1,500		6,000								
			1-2				他の投資家の引けの注文								6,400			6,400		
			2-4	12:44:34	C	新規	特殊見せ玉④の発注	引け	成行	1,000		7,000								
			1-3				他の投資家の引けの注文			1,900		1,900		9,800			9,800			
			2-5	14:36:39	B	新規	特殊見せ玉⑤の発注	引け	成行	1,000		8,000								
			3-1	14:40:32	B	新規	仕込み①の発注									894	900			
							仕込み①の約定									900	894			
			4-1	14:41:36	B	返済	仕込み①の返済発注	引け	成行	900		8,900								
			5-1	14:41:37	B	新規	特殊見せ玉⑥の取消し	引け	成行	▲ 1,000		7,900								
			3-2	14:40:35	B	新規	仕込み②の発注									893	900			
				14:41:58			仕込み②の一部約定								400	893				
			3-3	14:55:04	B	新規	仕込み③の発注									897	500			
							仕込み③の一部約定									100	897			
			4-1	14:55:36	B	返済	仕込み①の返済取消し	引け	成行	▲ 900		7,000								
			3-3	14:55:39	B	新規	仕込み③残株の一部約定										100	897		
			4-2	14:55:48	B	返済	仕込み①②③の返済発注	引け	成行	1,500		8,500								
			5-2	14:55:49	B	新規	特殊見せ玉⑦の取消し	引け	成行	▲ 2,000		6,500								
			3-3	14:55:54	B	新規	仕込み③残株の約定										300	897		
			4-2	14:56:32	B	返済	仕込み①②③の返済取消し	引け	成行	▲ 1,500		5,000								
			4-3	14:56:41	B	返済	仕込み①②③の返済発注	引け	成行	1,800		6,800								
			5-3	14:56:42	C	新規	特殊見せ玉⑧の取消し	引け	成行	▲ 2,500		4,300								
			3-4	14:58:23	B	新規	仕込み④の発注・変更									896 →900	500			
							仕込み④の約定									500	900			
			3-5	14:58:34	B	新規	仕込み⑤の発注・変更									897 →901	500			
				14:58:41			仕込み⑤の約定									500	901			
			4-4	14:58:51	B	返済	仕込み④⑤の返済発注	引け	成行	1,000		5,300								
			5-4	14:58:53	C	新規	特殊見せ玉⑨の取消し	引け	成行	▲ 1,500		3,800								
			5-5	14:59:01	C	新規	特殊見せ玉⑩の取消し	引け	成行	▲ 1,000		2,800							違反行為期間①終期	
			6	15:00:00	B	返済	仕込みの返済約定				2,800	903	0			0				
											＜売買差益＞				17,600					

No.	銘柄名 (立会市場)	取引日	通貨	発注・約定 時間	証券会社	取引 種別	違反行為の状況等	売				買				備考	
								執行 条件	注文 値段	株数	約定 価格	引けの注文株数 (累計)		引けの注文株数 (累計)			
												被害者	他の 投資家	被害者	他の 投資家		
5	株式会社 アズジェント (JASDAQ)	H29.8.24	1-1				他の投資家の引けの注文							2,700	2,700		
			2-1	10:42:23	C	新規	特殊見せ玉①の発注	引け	成行	900	900						違反行為期間始期
			2-2	10:55:13	B	新規	特殊見せ玉②の発注	引け	成行	400	1,300						
			2-3	10:55:15	B	新規	特殊見せ玉③の発注	引け	成行	400	1,700						
			3-1	11:10:34	B	新規	仕込み①の発注							3,455	100		
						仕込み①の約定									100	3,455	
			5-1	11:11:00	B	新規	特殊見せ玉③の取消し	引け	成行	▲ 400	1,300						
				11:11:08			仕込み②の発注							3,475	200		
			3-2	11:11:15	B	新規	仕込み②の約定								200	3,475	
			3-3	11:11:27	B	新規	仕込み③の発注							3,460	200		
				11:12:03			仕込み③の約定								200	3,460	
			5-2	11:12:36	B	新規	特殊見せ玉②の取消し	引け	成行	▲ 400	900						
				11:12:44			仕込み④の発注							3,425	200		
			3-4	11:17:10	B	新規	仕込み④の約定								200	3,425	
			4-1	11:22:01	B	返済	仕込み①②③④の返済発注			3,475	700						
				11:22:10			仕込みの返済約定			700	3,475						
			1-2				他の投資家の引けの注文							3,200	3,200		
			2-4	11:22:47	B	新規	特殊見せ玉④の発注	引け	成行	500	1,400						
			3-5	11:28:42	B	新規	仕込み⑤の発注・変更							3,445 →3,465	200		
				11:28:45			仕込み⑤の約定								200	3,465	
			4-2	11:28:57	B	返済	仕込み⑤の返済発注	引け	成行	200	1,600						
			5-3	11:29:02	B	新規	特殊見せ玉④の取消し	引け	成行	▲ 500	1,100						
			3-6	11:29:07	B	新規	仕込み⑥の発注							3,465	400		
				11:29:12			仕込み⑥の約定								400	3,465	
			4-3	11:29:32	B	返済	仕込み⑥の返済発注	引け	成行	400	1,500						
			5-4	11:29:34	C	新規	特殊見せ玉①の取消し	引け	成行	▲ 900	600						違反行為期間終期
			6	11:30:00	B	返済	仕込みの返済約定			600	3,475	0		0			
							＜売買差益＞					21,000					
6	株式会社 フィスコ (JASDAQ)	H29.8.25	1-1				他の投資家の引けの注文			7,200		7,200		33,400		33,400	
			2-1	14:35:10	B	新規	特殊見せ玉①の発注	引け	成行	3,000	3,000						違反行為期間始期
			1-2				他の投資家の引けの注文			7,300		7,300		33,400		33,400	
			2-2	14:35:15	B	新規	特殊見せ玉②の発注	引け	成行	3,000	6,000						
			1-3				他の投資家の引けの注文			9,300		9,300		33,400		33,400	
			2-3	14:35:57	B	新規	特殊見せ玉③の発注	引け	成行	3,000	9,000						
			1-4				他の投資家の引けの注文			10,800		10,800		33,900		33,900	
			2-4	14:42:38	C	新規	特殊見せ玉④の発注	引け	成行	2,500	11,500						
			1-5				他の投資家の引けの注文			11,200		11,200		38,900		38,900	
			2-5	14:47:29	C	新規	特殊見せ玉⑤の発注	引け	成行	2,500	14,000						
			5-1	14:48:22	B	新規	特殊見せ玉③の取消し	引け	成行	▲ 3,000	11,000						
			3-1	14:53:47	B	新規	仕込み①の発注							352	2,000		
						仕込み①の約定									2,000	352	
			3-2	14:54:06	B	新規	仕込み②の発注							352	2,000		
						仕込み②の約定									2,000	352	
			4-1	14:54:13	B	返済	仕込み①②の返済発注	引け	成行	4,000	15,000						
			5-2	14:54:22	C	新規	特殊見せ玉⑥の取消し	引け	成行	▲ 2,500	12,500						
			5-3	14:55:11	B	新規	特殊見せ玉②の取消し	引け	成行	▲ 3,000	9,500						
			5-4	14:56:00	C	新規	特殊見せ玉③の取消し	引け	成行	▲ 2,500	7,000						
			3-3	14:56:10	B	新規	仕込み③の発注							353	2,000		
						仕込み③の約定									2,000	353	
			4-2	14:56:25	B	返済	仕込み③の返済発注	引け	成行	2,000	9,000						
				14:57:14			仕込み④の発注・変更							351 →353	2,000		
			3-4	14:58:00	B	新規	仕込み④の一般約定								1,900	353	
			5-5	14:58:34	B	新規	特殊見せ玉①の取消し	引け	成行	▲ 3,000	6,000						違反行為期間終期
			4-3	14:58:58	B	返済	仕込み④の返済発注	引け	成行	1,900	7,900						
			6	15:00:00	B	返済	仕込みの返済約定			7,900	357	0		0			
							＜売買差益＞					35,600					

※1 「違反行為の状況等」欄のうち、「他の投資家の引けの注文」とは、被害者による特許見せ玉発注時点における、他の投資家が発注した引けで約定することが想定される注文(①引け条件付き成行注文(引成注文)、②指値出来ず引け成行注文(不成注文)及び③引け条件付き指値注文(引指注文)のうち発注時の株価・買値から、引けで約定可能な注文(成注文)を除く。被害者は、「他の投資家の引けの注文」の合計株数を基準として、自らの特許見せ玉の発注株数を決定しているため、上記においても、複数の引けの注文が発注されていた場合、合計株数を記載した(例: 引成100株、不成100株が発注されていた場合、執行条件を問わず合計200株として記載)。

※2 No.1ウィルグループの通番2-2「特許見せ玉②の発注」時点における、他の投資家の引けの注文株数については、同取引日の通番1「他の投資家の引けの注文」から変更がないため、記載していない。

※3 No.2ミスミグループ本社、No.3モブキャストホールディングス、No.4モブキャストホールディングス、No.5アズジェントの通番2-2「特許見せ玉②の発注」及び通番2-3「特許見せ玉③の発注」時点における他の投資家の引けの注文株数については、同取引日の通番1-1「他の投資家の引けの注文」から変更がないため、記載していない。

※4 No.2ミスミグループ本社の通番2-5「特許見せ玉⑤の発注」及び通番2-6「特許見せ玉⑥の発注」時点における他の投資家の引けの注文株数については、同取引日の通番1-2「他の投資家の引けの注文」から変更がないため、記載していない。

※5 各サイクルにおいて、通番2「特許見せ玉の発注」が違反行為の始期となり(通番2に複数の株数がある場合は、最初の株数)、通番3「特許見せ玉の取消し」が違反行為の終期となる(通番3に複数の株数がある場合は、最後の株数)。

※6 No.4モブキャストホールディングス、No.5アズジェントNo.6フィスコについて、違反行為終期以降の仕込みとその返済に関する取引は、記載していない。

※7 「発注・約定時間」欄のうち、通番3「仕込みの発注・変更」及び「仕込みの約定」については、最終的な変更時間や約定時間を記載した。